

## 第48期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結持分変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

日本電産株式会社

第48期定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結持分変動計算書」及び連結計算書類の「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.nidec.com/jp/>)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。なお、「連結持分変動計算書」及び連結計算書類の「連結注記表」、「株主資本変動計算書」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

連結持分変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素	自己株式	合計		
2020年4月1日期首残高	87,784	114,754	924,293	△115,791	△63,750	947,290	20,343	967,633
当期包括利益								
当期利益			121,977			121,977	640	122,617
その他の包括利益				70,728		70,728	1,324	72,052
当期包括利益合計						192,705	1,964	194,669
資本で直接認識された所有者との取引								
自己株式の取得					△128	△128	—	△128
親会社の所有者への配当金支払額			△35,145			△35,145	—	△35,145
非支配持分への配当金支払額					—		△655	△655
株式報酬取引		17				17	—	17
利益剰余金への振替			4,568	△4,568		—	—	—
連結子会社株式の取得による持分の変動		△9,592				△9,592	△3,934	△13,526
その他			898		9	907	197	1,104
2021年3月31日期末残高	87,784	105,179	1,016,591	△49,631	△63,869	1,096,054	17,915	1,113,969

## 連結注記表

(記載金額)

百万円未満を四捨五入して表示しております。

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「NIDEC」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 330社

主要な連結子会社の名称

タイ日本電産㈱、ドイツ日本電産モーターズ アンド アクチュエーターズ(有)、日本電産モータ㈱、日本電産サンキョー㈱、日本電産テクノモータ㈱、日本電産モビリティ㈱、日本電産シンボ㈱

#### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数 3社

持分法適用会社の名称

日本電産PSAイーモーターズ 他2社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①金融商品

###### (i) 当初認識

金融資産は、NIDECが金融商品の契約上の当事者になった時点（取得日）で認識しております。ただし、営業債権及びその他の債権は発生日に当初認識しております。金融負債は、NIDECが発行した負債性金融商品については発行日、その他の金融負債はNIDECが契約の当事者になった時点（取引日）で認識しております。

金融資産及び金融負債は、当初認識時において公正価値で測定しております。金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、純損益を通じて公正価値で測定する（以下、「FVTPL」）金融資産及びFVTPLの金融負債を除き、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。なお、NIDECは現在、FVTPLの非デリバティブ金融負債は保有しておりません。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

###### (ii) 非デリバティブ金融資産

NIDECは当初認識時に、非デリバティブ金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される（以下、「FVTOCI」）金融資産及びFVTPLの金融資産に分類しています。

###### 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・NIDECのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

###### FVTOCIの金融資産

###### (a) FVTOCIの負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている場合

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- FVTOCIの負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得または減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

#### (b) FVTOCIの資本性金融資産

NIDECは当初認識時に、売買目的以外で保有する資本性金融資産に対して、公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合があります。

FVTOCIの資本性金融資産は当初認識後に公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えており、事後的に純損益に振り替えることはありません。ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しております。

#### FVTPLの金融資産

上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさない金融資産のうち、FVTOCIの金融資産を除く金融資産はFVTPLの金融資産に分類されます。資本性金融資産は、NIDECが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合を除き、FVTPLの金融資産に分類されます。

FVTPLの金融資産は当初認識後に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

#### (iii) 償却原価で測定される金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産について、毎期末日に予想信用損失に対する損失評価引当金を評価して認識しております。

期末日に、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、予測情報を含めた合理的で裏付け可能な情報を全て考慮して、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。そのような情報には、特に、以下の指標が組み込まれております。

- ・外部信用格付（入手可能な範囲）
- ・事業状況、財務状況または経済状況の実際のまたは予想される不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせると予想されるもの
- ・同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大

一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし営業債権については、上記にかかわらず常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失または戻入れの金額は、減損損失または減損戻入として、純損益に認識しております。

#### (iv) 非デリバティブ金融資産の認識の中止

NIDECは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関してNIDECが創出した、またはNIDECが引き続き保有する持分については、別個の資産・負債として認識しております。

#### (v) 非デリバティブ金融負債の事後測定及び認識の中止

NIDECはデリバティブ以外の金融負債として、営業債務及びその他の債務、並びにその他の金融負債を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

当該金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しております。

#### (vi) デリバティブ及びヘッジ会計

NIDECは、為替、金利及び商品価格の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約、金利スワップ、通貨スワップ、商品先物契約等のデリバティブを利用してあります。NIDECはデリバティブを売買目的で保有しておりません。

デリバティブ取引は公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その変動は基本的に当期の純損益で認識しております。ただし、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動により相殺される程度を客観的に判定し、ヘッジの有効性があると認められる場合にはヘッジ会計を適用することもあります。

当初にデリバティブをヘッジ指定する時点において、ヘッジ取引に係るヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクの管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法は、全て文書化しております。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

ヘッジの開始時及び継続期間中に、ヘッジ取引に利用しているデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺する上で有効性があるか否かを評価しております。ヘッジの有効性がないか、またはなくなったと判断した時点で、将来を見越してヘッジ会計を停止します。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は次のとおりであります。

デリバティブを、認識済み資産・負債、または当期利益に影響を与える発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、他の資本の構成要素に含めております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書において他の包括利益から控除し、ヘッジ手段と同一の項目で当期利益に振り替えられております。ただし、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産（棚卸資産、有形固定資産など）もしくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得または損失を振り替え、当該資産もしくは負債の測定額に含めております。

ヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、すでにその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、予定取引が当期利益に影響を与えるまで引き続き計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、即時に純損益で認識されます。

## ②棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、平均法を使用しております。ただし、顧客との契約に基づくFA機器等の生産に関連する仕掛設備は個別法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

## ③有形固定資産並びにのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

### (i) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去及び原状回復に関する初期見積費用及び資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

当初取得以降に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益がNIDECに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時の費用として処理しております。

## (ii) のれん及び無形資産

### のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、企業結合からの便益を享受できると期待される資金生成単位に配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

### 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定されます。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれんとは別個に識別され、取得日の公正価値で認識されます。

新しい科学的または技術的な知識や理解を得るために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用処理しております。

開発活動に対する支出については、開発費用が信頼性をもって測定でき、技術的かつ商業的に実現可能で、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、開発を完了し、それを使用または販売する意図及びそのための十分な資源をNIDECが有している場合は資産計上を行い、それ以外は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる主な無形資産は見積耐用年数に基づき定額法で償却しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できる無形資産について、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却せず、年1回（1月1日）の減損判定を行うほか減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損判定を行います。

### ④非金融資産の減損

NIDECは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合または毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、年次で、また、減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを行っております。

個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。

また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

### ⑤引当金

NIDECは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

主な引当金の説明は次のとおりであります。

### 製品保証引当金

NIDECは、ある一定期間において、一部の製品及びサービスに対する保証を行っております。見積りは主として過去の実績額に基づいております。これらの費用のほとんどは翌年度に発生するものと見込まれます。

## ⑥従業員給付

### (i) 短期従業員給付

短期従業員給付である賃金及び給料、社会保険料並びにその他の非貨幣性給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与については、NIDECが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

### (ii) 退職後給付

NIDECは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

確定給付型制度に係る資産または負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものであり、資産または負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度に係る再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出が確定した時点で費用として認識しております。

## ⑦収益認識

NIDECは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

### (i) 物品の販売

精密小型モータ、車載、家電・商業・産業用の一部、機器装置の一部、電子・光学部品の製造・販売については、物品の引き渡しが完了した時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しております。従って、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

### (ii) 工事契約

家電・商業・産業用の一部、機器装置の一部については、工事契約が存在し、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。当該履行義務は完全な充足に向けての進捗度を合理的に測定できることから、報告期間の末日現在の進捗度をもって収益を認識しております。進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いております。

### (iii) 契約資産及び契約負債

契約資産は顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払期限が到来しているものであります。

### (iv) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

顧客との契約を獲得するための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分を資産として認識しております。顧客との契約を獲得するための増分コスト及び契約履行コストは、契約に基づくサービスが提供される期間にわたって償却しています。

顧客との契約を獲得するための増分コストは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。契約履行コストは、顧客との契約を履行する際に発生したコストのうち、他の基準の範囲に含まれない、契約または企業が具体的に特定できると予想される契約に直接関連しており、将来において履行義務の充足（または継続的な充足）に使用される企業の資源を創出するかまたは増価するものです。

(8)外貨換算

(i) 機能通貨

NIDECグループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

(ii) 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レート、または、それに近似する為替レートにより機能通貨に換算されます。取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び負債の期末日の為替レートによる換算から生ずる為替差損益は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとして資本で繰延べられる場合を除き、連結損益計算書の純損益において認識しております。

(iii) 在外営業活動体

在外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算については、資産及び負債を決算日の為替相場により円貨に換算し、収益及び費用を期中平均相場により円貨に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識しております。在外営業活動体を処分し、支配または重要な影響力を喪失する場合には、この営業活動体に関連する為替換算差額の累積金額を、処分にかかる利得または損失の一部として純損益において認識しております。

⑨消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2)会計方針の変更

NIDECは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IFRS第7号	金融商品：開示	金利指標改革 フェーズ1（既存の金利指標を代替的な金利指標に置換する前の期間に生じる財務報告への影響に関する改訂）
IFRS第9号	金融商品	
IAS第39号	金融商品：認識及び測定	

本改訂は特定のヘッジ会計の要求事項を変更します。本金利指標改革により既存の金利指標が代替的な金利指標に置き換わる前の不確実性が生じる期間においてもヘッジ会計を継続することができます。上記の基準書の適用によるNIDECの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

## 5. 表示方法の変更

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

- ・のれん及び無形資産

当連結会計年度末残高

のれん	320,020百万円
無形資産	195,565百万円

NIDECは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストを最低年に1回行っており、更に減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っております。

減損テストの回収可能価額は、過去の経験と外部の情報を反映させて作成され、マネジメントが承認した5年を限度とする事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いた使用価値にて算定しております。割引率は、各資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定しております（2.07%～7.79%）。成長率は、各資金生成単位グループの属する産業もしくは国における長期の平均成長率を勘案して決定しております（1.00%～3.82%）。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、各資金生成単位グループの減損テストに用いた事業計画において将来の業績への影響を考慮しております。

なお、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、マネジメントは、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

NIDECは、これらの資産については、買収した事業の効率的な統合により得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境の悪化等により予想どおりの収益が得られないと判断された場合、NIDECはこれらの資産について減損を認識しなければならず、NIDECの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 損失評価引当金額		
流動資産	4,531百万円	
非流動資産	449百万円	
2. 保証債務額		
契約履行保証等	10,931百万円	
持分法適用会社の銀行借入に対する債務保証	4,393百万円	
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
(1) 担保に供している資産		
土地	211百万円	
建物	230百万円	
機械装置	526百万円	
(2) 担保に係る債務		
1年以内返済予定長期債務	210百万円	
長期債務	245百万円	
4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額		603,767百万円

## III. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数	
普通株式	596,284,468株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	17,577百万円	60円	2020年3月31日	2020年6月1日
2020年10月26日 取締役会	普通株式	17,577百万円	30円	2020年9月30日	2020年12月1日

- (注) 1. 2020年5月25日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
2. 2020年10月26日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2020年5月25日開催の取締役会決議による1株当たり配当額は株式分割前、2020年10月26日開催の取締役会決議による1株当たり配当額は株式分割後の金額を記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	17,577百万円	利益剰余金	30円	2021年3月31日	2021年6月1日

- (注) 上記の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

## IV. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

NIDECは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は主として運転資金、設備投資資金及びM&A資金であります。なお、金利、為替及び商品価格の変動によるリスクを管理するために、デリバティブ取引を一部利用しております。

#### (1) 信用リスク

NIDECは、営業債権に関する債務不履行を「債務者である顧客が債務を履行せず回収が不能となること」と定義しております。そのためNIDECは、営業債権について、債務者の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るため、与信管理規定に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

なお、NIDECでは、特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額となります。

#### (2) 流動性リスク

NIDECは、運転資金や設備投資資金の調達を、金融機関からの借入や直接金融市场からの資金調達に依存しております。金融市场の変化やその他の要因により金融機関が貸付枠、信用供与枠額や条件を圧縮した場合、NIDECの財政状態が悪化した結果、信用格付機関がNIDECの信用格付けを大幅に引下げた場合、または、経済状況の後退により投資家の意欲が減少した場合、NIDECが必要な資金を必要な時期に、希望する条件で調達できない可能性があります。

NIDECは、かかる流動性リスクに備えるため、定期的に手元流動性及び有利子負債の状況等を把握し、資金調達計画を作成しております。また、作成した計画に従って機動的な資金調達が可能となるよう、取締役会で借入枠設定の承認を行っております。

#### (3) 市場リスク

##### ①為替リスク管理

NIDECの海外売上の大部分はドル・ユーロ・人民元・タイバーツ等の外貨で構成されており、円に対する各通貨の下落はNIDECの売上・営業利益・当期利益等に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、在外子会社の財務諸表の連結に際しても為替変動の影響が生じます。

これらの為替リスク管理のため、当社グループは通貨毎の金銭債権債務バランスのコントロールや売上・仕入通貨のマリー等のナチュラルヘッジを基本としております。なお、一部取引については為替変動の影響を抑制するため先物為替予約等を利用してております。

##### ②金利リスク管理

NIDECは重要性のある有利子資産を有していないため、NIDECの損益及びキャッシュ・フローが市場金利に左右されることとは実質的にありません。

NIDECは有利子負債を保有しており、それらの金利変動やキャッシュ・フロー増減リスクを管理するため、金利スワップ取引等を利用するとともに、金利の動きを適宜モニタリングしております。その結果、利息の支払いがNIDECに与える影響は僅少です。

##### ③株価変動リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、評価損益を把握している他、発行体との関係を勘案の上、保有状況を継続的に適宜見直しております。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の簿価及び公正価値の見積り額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	簿 価	見積公正価値
<b>資産・負債（△）</b>		
現金及び現金同等物	219, 524	219, 524
短期投資	78	78
長期投資	26	28
短期貸付金	23	23
有価証券及びその他の投資有価証券		
FVTPLの資本性金融資産	2, 974	2, 974
FVTOCIの資本性金融資産	19, 278	19, 278
FVTOCIの負債性金融資産	82	82
長期貸付金	107	107
短期借入金	△30, 977	△30, 977
長期債務		
（1年以内返済予定長期債務を含み、リース債務及び社債を除く）	△30, 087	△30, 133
社債		
（1年以内償還予定社債を含む）	△438, 249	△438, 501
デリバティブ	5, 964	5, 964

金融商品の公正価値の見積方法は次のとおりであります。

### （1）現金及び現金同等物、短期投資、短期貸付金、短期借入金

通常の事業において、ほとんどの現金及び現金同等物、短期投資（定期預金）、短期貸付金、短期借入金はきわめて流動性が高く、その簿価はおおむね公正価値であります。

### （2）長期投資

長期投資の公正価値は、主に業績連動型株式報酬制度に伴う信託金であり、期待される将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いた金額で見積っております。

### （3）有価証券及びその他の投資有価証券

有価証券は主に時価のある有価証券であり、十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における調整不要な市場価値で評価しております。なお、市場性のない有価証券の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・アプローチ等を適用して算定しております。

### （4）長期貸付金

長期貸付金の公正価値は、期待される将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いた金額で見積っております。

### （5）長期債務

長期債務（含1年以内返済予定長期債務、除リース債務及び社債）の公正価値は、それらと類似した負債を当社が新たに借り入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積っております。

### （6）社債

当社が発行した社債（含1年以内償還予定社債）の公正価値は、活発でない市場における同一負債の市場価格により評価しております。

### （7）デリバティブ

デリバティブは商品先物契約や先物為替予約、金利スワップ及び通貨スワップ等の金融商品であります。商品先物契約は十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における調整不要な市場価値で評価しております。また、先物為替予約、金利スワップ及び通貨スワップ等は取引相手方または第三者から入手した相場価格に基づき評価しております。

なお、「営業債権及びその他の債権」、「営業債務及びその他の債務」については短期間で決済され、帳簿価額

と近似しているため、上記の表には含めておりません。

## V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,871円25銭
2. 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	208円25銭
(注) 1株当たり親会社所有者帰属持分の算定及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数及び加重平均株式数から当該株式数を控除しております。	

## VI. 非継続事業

当社は、ワールプール社の保有するコンプレッサー事業Embraco（以下、「エンブラコ社」）の買収の条件として、コンプレッサー事業（セコップ社）の売却を欧州委員会から命じられました。当社は欧州委員会からの命令に従い、セコップ社に対する実効的な支配権を経営の独立執行者（Hold Separate Manager）及び監視機関（Monitoring Trustee）へ2019年4月12日に譲渡致しました。この結果、当社はセコップ社に対する実効的な支配権を喪失したことにより、セコップ社を連結の範囲から除外し、これによる損失を連結損益計算書上、継続事業から分離し非継続事業に分類致しました。そして、当社は、2019年9月9日にセコップ社をOrlando Management AGが投資助言するESSVP IV L.P.、ESSVP IV（Structured）L.P. 及びSilenos GmbH & Co. KG（以下、総称して「ESSVP IV」）に譲渡（以下、「本取引」）致しました。なお、一部の売却コストについては、今後も発生する見込みであります。本取引は、売却価額の価格調整等についてOrlando Management AG並びに譲渡先関係者との協議の結果、合意に至らず、2021年1月12日にドイツ仲裁協会に仲裁裁判の申し立てを行い、同日中に同協会での登録を完了しております。仲裁の確定までは通常18か月から24か月を要する見込みであります。

### （1）本取引の理由

当社は、家電・商業・産業用モータ事業を戦略的に重要な事業のひとつと位置づけ、成長、強化に努めてまいりました。セコップ社は家庭用・商業用冷蔵庫のコンプレッサーの開発・製造・販売を行っており、2017年のセコップ社買収によりグローバルアライアンス部門は、売上高の飛躍的な成長機会が期待できる冷蔵庫市場に本格的に参入致しました。しかしながら、当社によるワールプールのコンプレッサー事業エンブラコ社の買収に関する欧州委員会の条件付承認を2019年4月12日に取得し、セコップ社を譲渡することとなりました。更に、ESSVP IVがセコップ社の適切な購入者であることについての欧州委員会からの認可取得を経て、2019年6月26日に欧州委員会よりエンブラコ社買収認可を取得致しました。本取引は、当社がセコップ社を適切な購入者に売却するという、当該承認の条件に基づいて行われるものであります。

### （2）譲渡した相手会社の名称及び本取引の時期

譲渡した相手会社の名称	ESSVP IV
本取引の時期	2019年9月9日

### （3）子会社の名称、事業内容

子会社の名称	セコップ社
事業内容	冷蔵庫向けコンプレッサー事業

### （4）子会社に対する持分の推移

売却前の持分比率	100%
売却した持分比率	100%
売却後の持分比率	—

(5) 非継続事業からの損益

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	—
売却目的保有資産を売却コスト控除後の公正価値で測定したことにより認識した損失	—
その他の損失	△228
非継続事業からの税引前当期損失	△228
法人所得税費用	—
売却目的保有資産を売却コスト控除後の公正価値で測定したことにより認識した損失及び処分することに関連する金額	—
法人所得税費用合計	—
非継続事業からの当期損失	△228

- (注) 1. 2019年4月12日において、セコップ社に対する実効的な支配権の喪失により、連結の範囲より除外しております。
2. セコップ社の売却に関連する各種条件は当連結会計年度末日時点の情報に基づいており、最終的な売却損失額は価格調整等により今後変動する可能性があります。

VII. 企業結合に関する注記

IFRS第3号「企業結合」の規定を適用しております。前連結会計年度のコンプレッサー事業Embraco及びRoboteq, Inc.の株式取得により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が当連結会計年度に完了致しました。また、前連結会計年度のオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社（現日本電産モビリティ株式会社）の買収により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が当連結会計年度に完了致しました。これにより当連結会計年度の期首において、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映されています。その他、当連結会計年度の買収により取得した資産、引き継いだ負債のうち、現在評価中の資産、負債については、当連結会計年度末日時点の予備的見積りに基づいております。

株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

項目	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本準備金	その他の資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	87,784	92,005	55,925	721	57,650	56,966	△63,750	287,301			
当期変動額											
剰余金の配当						△35,154			△35,154		
当期純利益						41,572			41,572		
自己株式の取得							△128		△128		
自己株式の処分							9		9		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	6,418	△119	6,299			
当期末残高	87,784	92,005	55,925	721	57,650	63,384	△63,869	293,600			

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	純資産合計	
当期首残高	1,918	△331	288,888	
当期変動額				
剰余金の配当			△35,154	
当期純利益			41,572	
自己株式の取得			△128	
自己株式の処分			9	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,876		2,876	
当期変動額合計	2,876	—	9,175	
当期末残高	4,794	△331	298,063	

## 個別注記表

(記載金額)

百万円未満を四捨五入して表示しております。

### I. 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法

- ②その他有価証券

- 時価のあるもの

- 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- 時価のないもの

- 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- 時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法

- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 5～50年

- 機械及び装置 7～9年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法

- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

- 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しております。

- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

支払時に全額費用として処理しております。

##### (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

##### (4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### II. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

### III. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式、関係会社出資金の減損

市場価格のない関係会社株式、関係会社出資金については、取得価額と各社の純資産金額に基づく実質価額を比較し、実質価額が取得原価の50%超下落した場合には、実質価額まで減損処理をしております。ただし、実質価額が取得価額に比して50%超下回るもの、関係会社にとって実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。この方針のもと、当事業年度末において、実質価額が取得原価の50%超下落した関係会社株式が存在するものの、将来の事業計画に基づき回復可能性が十分に裏付けられると判断し、減損損失は計上しておりません。当社はこの判断基準を合理的なものであると考えておりますが、市場の変化や予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって、実質価額や事業計画に重要な影響があった場合は、上記の関係会社株式、関係会社出資金の評価にも影響を及ぼす可能性があります。

### IV. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	161,769百万円
長期金銭債権	86,653百万円
短期金銭債務	251,779百万円
長期金銭債務	70百万円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

26,960百万円

#### 3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日 改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,529百万円

#### 4. 貸出コミットメント

子会社とグループCMS（キャッシュマネジメントシステム）等に係る基本約定等を締結し、貸付限度枠を設定しております。これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額の総額

272,217百万円

貸付実行残高

172,713百万円

差引貸付未実行残高	99,504百万円
-----------	-----------

## 5. 偶発債務

次の子会社等の借入債務等に対して、債務保証を行っております。

Nidec PSA eMotors SAS	4,393百万円
NIDEC GPM Hungary LLC	667百万円
日本電産ヨーロッパ株	168百万円
Nidec ACIM Germany GmbH	103百万円
Nidec Industrial Automation Italy SpA	77百万円
ブラジル日本電産モビリティ株	16百万円
Nidec Industrial Auotmation Poland SP Zoo	3百万円

## V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	163,578百万円
仕入高	136,513百万円
販売費及び一般管理費	13,180百万円
営業取引以外の取引	24,564百万円

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	5,265,267	5,288,093	1,168	10,552,192

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加5,288,093株は、2020年4月1日付株式分割による増加5,265,267株、取締役会決議による取得19,800株、単元未満株式の買取りによる取得2,970株、株式付与ESOP信託購入による56株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少1,168株は役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による売却1,168株であります。
3. 当事業年度末株式数には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式161,388株が含まれております。

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	202百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	635百万円
棚卸資産評価減	164百万円
未払費用計上否認	391百万円
減価償却超過額	268百万円
投資有価証券減損処理	23百万円
子会社株式・出資金評価損	4,022百万円
外国税額控除	4,196百万円
繰越欠損金	413百万円
その他	140百万円
繰延税金資産 小計	10,454百万円
評価性引当額	△8,728百万円
繰延税金資産 計	1,726百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,104百万円
前払年金費用	80百万円
繰延税金負債 計	2,184百万円
繰延税金負債の純額	458百万円

(注) 2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)においてグループ通算制度が創設されております。当社は従来より連結納税制度を採用しておりますが、企業会計基準委員会の実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の運用に関する取り扱い」に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき計算しております。

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(注1) 公益財団法人 永守財団	被所有 直接 0.3%	間接業務の受託	(注2) 業務受託収入	12	未収入金	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(注3) 学校法人 永守学園	当社役員永守重信 が理事長を兼務 被所有 0.0%	間接業務の受託 出向契約 共同研究契約の締結	(注2) 業務受託収入 (注4) 出向者給与の受取 (注5) 共同研究費用の支払	13 44 65	未収入金 - -	4 - -

- (注) 1. 当社代表取締役会長である永守重信が代表理事を兼任しております。  
 2. 業務受託収入については、両者協議の上で締結した業務委託契約に基づき決定しております。  
 3. 当社代表取締役会長である永守重信が理事長を兼任しております。  
 4. 出向者給与については、両者協議の上で締結した出向契約に基づき決定しております。  
 5. 共同研究費用の支払については、両者協議の上で締結した共同研究契約に基づき決定しております。

### 2. 子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	タイ日本電産(株)	直接 99.9%	資金の借入 当社製品の販売 役員の兼任	資金の借入 モータの売上	27,100 20,896	短期借入金 売掛金	84,666 14,451
子会社	日本電産(香港)有限公司	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	モータの売上	52,640	売掛金	11,526
子会社	日本電産精密 馬達科技(東 莞)有限公司	間接 100.0%	日本電産精密馬達科技 (東莞)有限公司 製品の購入	モータの仕入	38,606	買掛金	7,571
子会社	Chaun-Choung Technology Corp	直接 80.79%	関係会社株式の 取得	関係会社株式の 取得	14,645	関係会社株式	38,237
子会社	フィリピン日 本電産(株)	直接 99.9%	フィリピン日本電産(株) 製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	21,127	買掛金	5,382
子会社	ドイツ日本電産 モーターズアンド アクチュエー ターズ(有)	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	モータの売上	28,024	売掛金	19,519
子会社	日本電産アメリ カ・ホールディ ング(株)	直接 100.0%	資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	資金の貸付 CMS取引 (借入)	478 14,379	関係会社 短期貸付金 短期借入金	28,162 22,570
子会社	日本電産モビリ ティ(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	19,780	関係会社 短期貸付金	19,780
子会社	日本電産ヨーロ ッパ(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	CMS取引 (貸付の返済) 資金の貸付	5,968 11,186	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	15,291 69,973

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ベトナム日本電産会社	直接 100.0%	ベトナム日本電産会社製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	21,827	買掛金	8,901
子会社	日電産(上海)管理有限公司	直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	CMS取引 (借入)	23,299	短期借入金	43,661

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 上記各社に対する製品取引の条件は、当社の購買基本規程、販売管理規程に基づくものであり、他の取引先と同一であります。  
 3. 上記各社に対する資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案した契約に基づき合理的に決定しております。  
 4. 当社は、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、CMS取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。

#### IX. 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産   | 508円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 70円98銭  |

- (注) 1株当たり純資産の算定及び1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数及び期中平均発行済株式総数から当該株式数を控除しております。